

# 入会及び退会規程

公益社団法人 自彊術普及会

(目 的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(正会員の入会)

第2条 1 以下の(1)~(3)の条件をすべて満たし、所定の入会申込書を提出した者は、正会員となることができる。

- (1) 何れかの初心者講習会・分室・教室に10年以上在籍したこと
  - (2) 中伝資格取得以降、「指導者資格・称号の授与等に関する規程」第5条に定める指導者養成特別研修会に於いて修練単位80単位(20点)以上を取得したこと
  - (3) 正会員の指導の下で、初心者講習会を開設し、活発に運営していること。
- 2 前項の規定に拘らず、本会の普及活動事業に顕著なる貢献のありたる者は、理事会の議を経て正会員となることができる。

(賛助会員の入会)

第3条 何人も理事会の議を経て定められた入会申込書の提出をすることにより、賛助会員となることができる。

(名誉会員の入会)

第4条 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第5条 1 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。  
2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出をしなければならない。  
3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、原則として非公開とし、その公開の可否及び公開の範囲については本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

- 第6条
- 1 入会金及び会費の金額及び納期ならびにこれらの免除に関する細則は、定款第9条により(社員)総会の議を経て別に定める会費規程による。
  - 2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、別に理事会の承認を得て定める規律委員会規則の細則による。

(退会事由及び手続)

- 第7条
- 1 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
  - 2 定款第10条の定めにより、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
  - 3 定款第10条各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。
  - 4 会員の身分を失った時は、自彊術に関する一切の資格、称号は消滅する。
  - 5 資格なき者の自彊術の指導は、これを認めない。

(再入会)

- 第8条
- 1 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
  - 2 前項の再入会申込に対しては、第2条・第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。  
ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後10年間は、再入会を認めないこととする。

(名称・組織利用の禁止)

- 第9条
- 会員が自彊術普及会の名称や組織を利用して個人的利得を図ったときは、除名処分とする。

(改 廃)

- 第10条
- この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 22 年 6 月 30 日旧規程を改定して実施されるものとする。